

参加費  
無料

# 消費者月間(5月)・消費者の日(5月30日) 消費者の責任について考える 2026

～持続可能な社会の実現のために～

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」(現 消費者基本法)が制定されたことから、制定10周年の昭和53年から5月30日は「消費者の日」、制定20周年の昭和63年から5月は「消費者月間」と定められています。  
この機会に、消費者・事業者の責任について活動している6つの団体が連携して、ウェビナーイベントを開催します。

## 報告・提言

### ～テーマ:リチウムイオン電池による事故防止～

#### 1. 講演:「リチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策」

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 係長 國分 綾希子様

#### 2. 「リチウムイオン電池の3つのC」に関する事業者の取組と課題認識

(賢く選ぶ) アンカージャパン株式会社、エレコム株式会社

(丁寧に使う) 株式会社INFORICH

(正しく捨てる※) 一般社団法人ごみプロジェクト ※正式には「正しく捨てる、そして資源循環」

#### 3. その他、最近の法改正と安全に関する情報アップデート等

改正資源有効利用促進法における安全要求等

消費者の権利

- ① 安全が確保される権利
- ② 選択する権利
- ③ 知らされる権利
- ④ 意見が反映される権利
- ⑤ 消費者教育を受けられる権利
- ⑥ 被害の救済を受けられる権利
- ⑦ 基本的な需要が満たされる権利
- ⑧ 健全な環境が確保される権利

消費者の責任

- ① 商品や価格などの情報に疑問や関心をもつ責任
- ② 公正な取引が実現されるように主張し、行動する責任
- ③ 自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する責任
- ④ 自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任
- ⑤ 消費者として団結し、連帯する責任

【日時】 2026年5月27日(水)  
10:00～12:00 (9:50 入室開始)

【場所】 ZOOMオンラインウェビナー  
【定員】 250名(定員になり次第締め切らせて頂きます。)  
【申込】 右の二次元バーコードから参加登録をお願いします。

地方創生SDGs  
官民連携  
プラットフォーム



安全とSDGs分科会

●お問い合わせ●  
TEL 078-771-5135  
JET(電気安全環境研究所)  
担当:桑原(くわはら)

主催・共催： 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)  
一般社団法人 日本エンカル推進協議会(JEI)  
一般社団法人 日本サステナブル・ラベル協会(JSL)  
一般社団法人 APL-Japan(APL) ※旧:PL対策推進協議会から改称  
一般財団法人 製品安全協会(CPSA)  
一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)  
企画運営： 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム『安全とSDGs分科会』